国民健康保険に加入している 70歳以上75歳未満の方へ

~8月からは新しい高齢受給者証をお使いください~

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬にお送りします。医療機関にかかるときは、保険証と高齢受給者証を窓口に提示してください。

保険診療分について、医療費の1割または3割の支払いで医療を受けることができます。





負担割合の判定のしかた

負担割合は、毎年6月にその年度の住民税が決定されることに伴い、判定されます。同一世帯内70歳以上の国民健康保険加入者の前年の住民税課税所得によって負担割合を判定します。お送りする高齢受給者証に表示してある「一部負担金の割合」をご確認ください。

同一世帯内70歳以上75歳 未満の国民健康保険加入 者の住民税課税所得金額





1割負担



145万円以上



3割負担



- ★住民税の課税所得金額により3割負担の判定となった方でも、次の条件を満たすときは、申請によって 1割負担になります。該当すると思われる方には、「基準収入額適用申請書」を同封しますので、申請し てください。
 - 1. 70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者が1人の世帯
 - ・前年収入金額が383万円未満
 - ・383万円以上のときでも、同一世帯に後期高齢者医療保険に加入している方がいて、この方の収入も含めて520万円未満
 - 2. 70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者が2人以上の世帯で前年収入金額が合わせて520万円未満

住民税非課税世帯の方の減額措置について

住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすることで、1か月あたりの自己負担限度額が下がります。

申請用紙は、国保年金課または各支所・出張所にあります。

目帰切べ間ドック 健診費用助成を締め切ります

平成24年3月31日現在40歳以上になる国民健康保険、後期高齢者医療に加入している方の平成23年度日帰り人間ドックの受付は、7月31日(日)までとなります。お早めに申し込みください。

申込方法/はがきに、①受診希望の健診機関、②住所、③氏名(ふりがな)、 ④電話番号を記入し郵送(当日消印有効。1人につき1枚)

※詳しくは、お問い合わせください。

申問 国民健康保険加入の方…国保年金課国保給付係(☎826-1111 内線2355) 後期高齢者医療加入の方… ″ 医療福祉係(☎内線2435)

